



国民健康保険が 使える施術と使えない施術

整骨院・接骨院、はり・きゅう・マッサージのかかり方

施術にかかる費用は、内容に応じて国民健康保険などの保険料から支払われます。健康保険が使える範囲を、柔道整復師や、はり・きゅう・マッサージ師などによく相談して、適切に受診しましょう。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・41388）

病院を受診するときに、健康保険が使えない医療サービスがあるように、整骨院・接骨院、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受ける場合も、健康保険が使える場合と使えない場合があります。なお、健康保険が使えない場合でも、全額自己負担であれば施術を受けられます。

整骨院・接骨院

柔道整復師が、打撲、捻挫、挫傷、骨折、脱臼などの急なけがを、回復や固定などをして治療します。

○健康保険が使える場合

- ・捻挫（くじく・ひねる）
- ・打撲（打ち身）
- ・挫傷（肉離れなど）
- ・骨折、脱臼（応急手当を除いて、医師の同意が必要）
- ・骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その原因がはっきりしているとき



《負傷例》

- ・転んで膝を打ったり、足首をひねったりして痛みがでたとき
- ・加齢に伴って指や膝の関節が変形したり、背中が曲がったりして、わずかな動作で関節、筋肉などを痛めたとき

×健康保険が使えない場合

- ・疲労性、慢性的な要因からくる肩こりなど
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術
- ・病院、診療所などで同じけがなどを治療中の場合



重複不可

- ・仕事中や通勤途中でのけがで、労災保険が適用となるもの
- ・高齢者施設、介護施設、部活動などの練習場、スポーツ団体の競技場所など、施術所以外（往診を除く）で施術を受けた場合

※下肢の骨折（不全骨折）、関節脱臼（いずれも医師の同意が必要）、下肢のけがなど、通院が困難な場合の自宅などでの往診は、健康保険が使えます。

はり・きゅう

はり師が金属の細い針を経穴（ツボ）に刺したり、きゅう師がもぐさを燃やしてツボに刺激を加えて病気を治療します。

○健康保険が使える場合

次の病気や症状で、医師が必要と認める場合。なお、医師の同意書または診断書を施術所に提出する必要があります。



- ・神経痛
 - ・リウマチ
 - ・頸腕症候群
 - ・五十肩
 - ・腰痛症
 - ・頸椎捻挫後遺症
- 慢性的な痛みで、神経痛、リウマチなど同じ範囲と認められる疾患や、変形性膝関節症を含む関節症も、健康保険が使える場合があります。詳細は医師に相談してください。

×健康保険が使えない場合

- ・前記疾患以外のもの
- ・病院、診療所などで同じ疾患を治療中の場合
- ・医師の同意がない場合

マッサージ

マッサージ師などが手を使って血行をよくして治療します。

○健康保険が使える場合

次のような症状で、医師が必要と認める場合。なお、医師の同意書または診断書を施術所に提出する必要があります。

- ・筋肉がまひして自由に動かせない症状（筋まひ）
- ・関節が硬くて動きが悪い症状（関節拘縮）

×健康保険が使えない場合

- ・医療上、マッサージを必要とする症例以外のもの
- ・疲労回復や癒しを目的とするもの
- ・医師の同意がない場合

施術を受けるときの 注意事項

負傷原因をはっきり伝えましょう
いつ、どこで、何を、どんな症状があるのかを、正確に伝えて、健康保険が使えるのかを相談しましょう。



受診内容などの調査にご協力ください

帯広市では、柔道整復・はり・きゅうなどに係る「療養費支給申請書」の内容点検と施術内容の調査を行っています。

全国的に不適切な医療費請求が一部に見受けられることから、適正な医療費の支払いに調査が必要と判断する場合には、電話または文書で負傷原因や治療日数・内容などをお聞きする場合があります。調査の手紙が届いたら、回答にご協力をお願いします。

※皆さんからの回答結果は、この目的以外に利用することはありません。

治療記録・領収書は必ず保管してください

整骨院・接骨院などで治療したときは、負傷部位、施術内容、施術年月日を記録して、領収書を保管してください。



「療養費支給申請書」は患者本人が署名、押印を
施術にかかる費用は本来、患者が費用の全額を支払った後、自らが保険者へ請求して払い戻しを受ける「償還払い」が原則ですが、患者が自己負担分を柔道整復師などに支払い、柔道整復師などが患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。
このため、多くの整骨院などでは、病院や診療所にかかったときと同じように、自己負担分のみ支払うことで、施術を受けることができます。
受領委任は、柔道整復師などが患者に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときは、「療養費支給申請書」に、原則患者本人が自筆で署名してください。



長引けば病院に行くか...

手の負傷などにより自筆で署名できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は押印が必要です。施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう
長期の施術を受けても改善がみられない場合には、内科的要素も考えられるので、医師の診断を受けましょう。